

大情審答申第 230 号
平成 20 年 11 月 17 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成19年2月20日付け大財第20076号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 18 年 12 月 4 日付け大財第 1455 号により行った不存による非公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 18 年 11 月 20 日、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条に基づき、実施機関に対し、「一時借入金返済状況表中の次の借入番号分の明細 借入番号(13 年度) 3,4,16,17,20,23,25,27,28,41、(14 年度) 9,81,84,90,91,92、(15 年度) 5,24,28,45,50,52,64,78,89,92,109,128,132,144,152,153、(16 年度) 62、(17 年度) 15」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求のうち「一時借入金返済状況表中の次の借入番号分の明細 借入番号(13 年度) 3,4,17,20,23,25」については、平成 18 年 12 月 4 日付け大財第 1454 号により対象文書を特定した上で公開決定を行い、また「一時借入金返済状況表中の次の借入番号分の明細 借入番号(13 年度) 16,27,28,41、(14 年度) 9,81,84,90,91,92、(15 年度) 5,24,28,45,50,52,64,78,89,92,109,128,132, 144,152,153、(16 年度) 62、(17 年度) 15」については、請求に係る文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「業務で使用している資金管理システムで一時借入の手続きを行う際に、借入先や利払方法等の登録をすると借入番号が自動付番されるが、登録後に修正を行うと、修正項目によってはシステム上、修正できずに削除の手続きとなる。この場合、当初の借入番号が欠番となり、新たな借入番号が付番される。よって、欠番となっている借入番号での一時借入を実施しているわけではないため、公文書は存在していない。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 1 月 31 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 公開請求された文書について

公開請求された文書(欠番になっている借入番号での一時借入金資料)については、大阪市財務会計システム(資金管理)の次のような理由により欠番が発生しているため、欠番となっている借入番号による一時借入は行っておらず、当該文書は存在していない。よって、条例第2条第2項に規定する「公文書」は不存在であることを理由に、非公開としたものである。

<一時借入決議番号に欠番が発生する理由等>

大阪市では、会計事務一般を電子計算機処理しており、大阪市財務会計システム（資金管理）において一時借入決議を起案した場合は、起案した決議を一意的に識別して処理するために、システム上「決議番号」が割当てられる。（当該一時借入決議が起案された後、さらに別の一時借入決議が起案された場合は、次の決議番号（先の番号に1を加算）が割当てられる。）

なお、一時借入決議を起案後に借入先等に入力誤りが生じ、その修正を行った場合、当該一時借入決議は途中で取消しの処理がなされ、新たに起案することとなり、決議番号も新たに付番される。これは、もし、新たに起案した決議において同一の決議番号を使用すると、取消された決議の決議書が帳票として残っている際に、決議番号が同一の帳票が存在することになり、業務運用時に処理誤りの原因となる危険性があるため、取消された決議に対する決議番号は欠番として扱われる。

決議が取消される時点で後続の決議が存在する場合、後続の決議は承認行為などシステムでの処理途中である可能性があり、一意に識別するための「決議番号」を変えることができないことから、決議番号が繰上げられることはない。

また、決議が起案された時系列の順に決議番号が割当てられないと業務運用に混乱をきたすことから、取消しによって欠番となっている決議番号を使用することはできない。

取消された決議番号が占めていたコンピューターのディスクスペースについては、資源の有効活用という観点から、他の情報領域として再利用される。

そのため、取消されて欠番となった決議番号を使用しての借入決議処理を行うことも、また、決議情報として参照することもできない。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は一時借入決議番号に欠番が発生していることについて、「交通局、水道局では、欠番は発生しないし、大阪府にも制度として欠番はないと確認した。…従って、財政局のいう欠番（に関する資料）の不存在はありえない。」と主張する。

実施機関において、各局等に確認したところ、次のような状況であった。

- ・ 交通局では、一般会計へ一時貸出を行う際は機械処理を行っておらず、手作業

で紙上の処理を行っている。よって、内容に修正等があった場合にも紙の簡易決裁簿上で修正を行うことができ、また、その一時貸出自体が取消しになった場合も次の一時貸出に当該処理番号を使用するので、欠番は発生しない。

- ・ 水道局では、一般会計への一時貸出のための番号管理は行っていない。(ただし、一時貸出に限らず他のすべての支払に関して作成している支払伝票には財務会計システム処理で付番されている。)
- ・ 大阪府では、情報処理システムによる一時借入の管理及び一時借入のための番号管理は行っていない。(ただし、一時借入に関する決裁に対する文書番号は存在する。)

よって、大阪市財務会計システム(資金管理)において発生している一時借入金の欠番とは状況が異なることから、交通局等で欠番が発生していないことをもって、大阪市財務会計システム(資金管理)において発生している一時借入金の決議番号の欠番発生がありえないという主張は事実とは異なる。

なお、平成15年度に特に多くの欠番が発生していることについては、担当職員の習熟度等の関係により、起案に誤りを生じ、その都度再起案したことによる。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 交通局、水道局に問合わせたところ、双方とも連番で番号を取っているのに、欠番は発生しないし、あつてはならない。とのことであった。大阪府にも情報公開時に質問したが、やはり、制度として欠番はないと確認した。念の為、銀行等の貸出機関に問合せたところ、欠番は発生することがある。ただし、貸出番号は、各支店等での貸出作業は、番号を若い番号から取っていき、途中何らかの要因、例えば、銀行の取引の変更等による取消しの為、欠番が生じた場合は、必ず、その起因する事由を明記しているのである。したがって、財政局のいう欠番の不存在はありえない。
- 2 加えて、欠番数が多い。特に欠番が多い15年度は前市長磯村氏時代で、オリンピック開催誘致を行っていた時と符合する。情報開示後、異議申立てをしているが、市は財務システムの関係で入力誤りがあると欠番が発生する旨の説明であった。到底納得できるものではない。例えば、13年度に一番欠番が多いのであればまだしも、システムに慣れてくるにつれて欠番が少なくなるのが必然だが、この説明では整合性の欠片もない。貸方借方の金額は一致しているが、何らかの方法で不正な資金繰りをしているに違いない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書は存在するはずであり、本件決定を取消し、本件文書を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 実施機関によれば、一時借入金は、地方自治法235条の3に定められた、地方公共団体が会計年度中に一時的に収支の不均衡を生じた場合に、その資金不足を補うために借入れ、年度内に償還する債務のことであり、また、金融機関、公営企業会計から借入れた一時借入金に関する資料として、情報処理システムにより一時借入金返済状況表を作成しているとのことである。

実施機関は、この一時借入金返済状況表において、借入番号に欠番が発生しているが、欠番となっている借入番号での一時借入は行っていないことから、本件文書は存在しないと主張している。

(2) これに対して、異議申立人は、本来、一時借入金返済状況表において欠番は発生しないはずであり、同表で欠番となっている借入番号での一時借入は行われているのであるから、欠番の一時借入金に関する資料は存在するはずであると述べている。

(3) そこで当審査会では、一時借入の事務処理について、実施機関に詳しい説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 財政局資金担当では、現金等の出納及び保管等を担当する会計室と連携しながら、交通局、水道局所管会計を除く大阪市の全会計の資金管理を行っており、各所属から数ヶ月先までの収入及び支出の見込額を聴取し作成した資金計画に基づき、資金不足の発生が見込まれる時期及び金額を事前に把握するとともに、資金不足を補うため、適宜、交通局、水道局、金融機関、又は蓄積基金から資金の一時借入を行っている。

資金計画に基づき一時借入が必要であると見込まれる場合、財政局資金担当では、会計室と資金残高の確認をしたうえで、財政局内及び借入先との間で、一時借入に係る借入先、借入年月日、借入金額、返済年月日等の内容についての事前の調整を行っている。

事前の調整によって一時借入の内容を決定した後は、資金担当職員が借入内容を財務会計システムに入力しており、同システムで出力した決議書によって一時借入の決裁手続を行っている。

イ 財務会計システムでは、決議書を出力する前に、入力内容の確定処理を行う必要があるが、確定処理を行うと同時に各一時借入の入力内容には決議番号が自動的に付与され、出力した決議書に当該決議番号が記載される。

決裁手続終了後に一時借入を管理するにあたって、各一時借入には、当該決議書の決議番号と同一の番号が借入番号として自動的に付与され、一時借入金返済状況表に記載される。

なお、同システムは、決裁手続の途中又は終了後に決裁権者の許可なく決議内容が変更されることを防止するため、一旦入力内容が確定され、決議番号が付与された後は、内容変更ができない仕様となっている。

このため、入力内容の確定後に、入力内容の一部について、誤りが発見された

り、決裁権者から変更の指示があった場合であっても、決議番号を含む当該決議内容の全てを、一旦消去処理した上で、改めて全ての内容を入力して確定処理を行い、新たな決議番号が付与された決議書により、決裁手続を最初から行わなければならない。

さらに、上記の仕様を徹底するため、一旦消去処理された決議番号、及び当該決議番号と同一の借入番号は、欠番として以後使用できないシステムとなっている。

ウ 異議申立人は借入番号の欠番を指摘しているが、これらは、資金担当職員が、決議内容の確定処理後に入力内容の一部に誤りを発見し、入力のをやり直しを行ったため、上記のシステム上の処理により、欠番扱いとなったものである。

したがって、当該欠番を使用した一時借入は、実施しておらず、また、前記イで説明したようにシステム上も実施不可能なものであることから、当該一時借入に関する公文書は存在しない。

(4) 実施機関の説明は以上であるが、財務会計システム開発業者が、一時借入決議番号に欠番が発生する理由を説明するため実施機関に提出した文書を確認したところ、実施機関の説明と同趣旨の記載内容が認められた。

また、平成13年度から平成17年度までの一時借入の決議書を確認したところ、一時借入金返済状況表に記載された借入番号と同番号の決議書は存在し保管されていたが、一時借入金返済状況表で欠番扱いとなっている番号の決議書は存在せず、一時借入の決議書の管理においても欠番扱いとされていることが認められた。

さらに、同年度間の大阪市公債費会計の決算書と一時借入金返済状況表を確認したところ、両文書における各年度の一時借入に係る利子合計額は一致していることから、各年度の有利子の一時借入については、一時借入金返済表に借入番号を記載されたもの以外は行われていないと認められる。

以上の内容を踏まえると、実施機関による上記(3)の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(5) なお、異議申立人は、平成15年度に欠番が集中して発生している点を不自然であると指摘しているが、実施機関に確認したところ、当年度は、税収の落ち込みなどから資金収支が悪化したため一時借入も増加しており、これに伴う一時借入の入力件数の増加や、当年度にシステム入力作業を担当した職員の不慣れなどが原因で、入力誤りによる欠番の発生が増加したとのことであり、実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

(6) したがって、一時借入金返済状況表において、欠番となっている借入番号を使用した一時借入は行っておらず、本件文書は存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史